平成２２年（フ）第５４５号
さいたま市北区日進町２丁目764番地２　ホワイトパレス大宮212号
破産者　福田　昭光
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４６号
さいたま市北区日進町２丁目764番地２　ホワイトパレス大宮212号
破産者　福田　静子
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２６号
長野県岡谷市神明町３丁目１番18号
破産者　宮入　朝子
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４８号
長野県茅野市ちの563番地２　ディアスマルマG202号、前住所長野県茅野市ちの725番地１　シャルマン・アビテ201号
破産者　木戸　裕一
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５０号
静岡県御殿場市神山1705番地　町屋南ハイツB103
破産者　二本木　誠
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
愛知県一宮市西五城字宮西42番地、開始決定時の住所愛知県稲沢市平和町須ケ谷郷521番地
破産者　荻原木工こと　荻原　秀夫
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１４４４号
大阪府松原市岡５丁目２番14号
破産者　桐山　思郎
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６４８号
堺市北区金岡町2722番地２　クラールコート201号
破産者　柴田　昭彦
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番260号
破産者　サウンドスペース・キャスバこと　義則　和夫
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
福岡県嘉麻市鴨生272番地16
破産者　永水　正生
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２５０号
福島県郡山市舞木町字四合田201番地の39
破産者　田村　英樹
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
石川県金沢市米泉町７―23―２西金スカイハイム304号室、住民票上の住所富山県滑川市本江375番地
破産者　山口　　明
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８号
福井県坂井市春江町千歩寺４―18　坪嘉コーポ102号、住民票上の住所福井市高木中央２丁目2613番地
破産者　ぽかぽか温泉高木の湯こと　中野外茂治
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
福井県坂井市丸岡町霞ヶ丘４丁目９番地１県住２―201号室
破産者　高島　由江
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
福井県越前市長尾町第39号６番地の24
破産者　山﨑　　剛
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８９７号
大阪市浪速区元町２丁目５番27―308号
破産者　山田　　恵
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０２１号
大阪市平野区加美北７丁目７番39号　セグレスト平野506号
破産者　田中　　正
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０７８号
大阪府高槻市津之江町３丁目８番25号
破産者　神戸　久美
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部